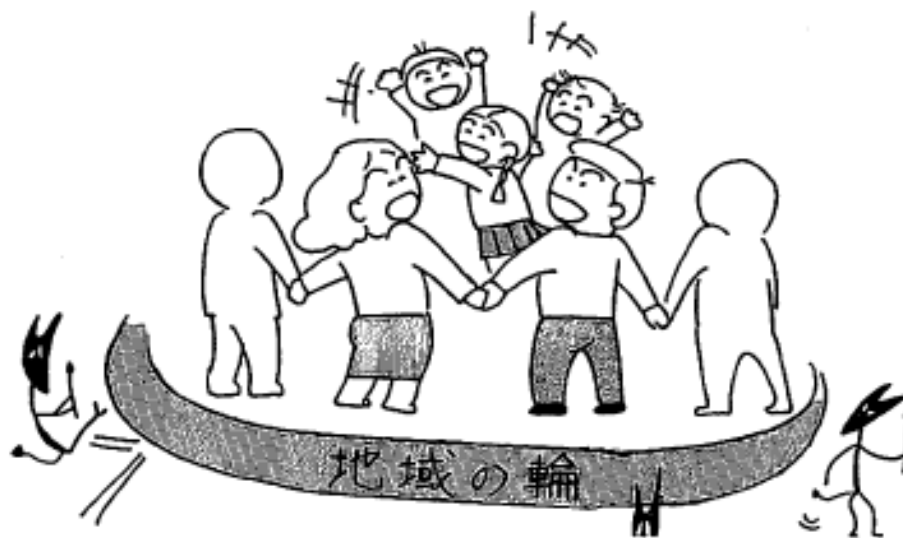


# 防犯パトロール 用品の購入を補助

## 春日井市地域防犯組織支援補助事業



【お問い合わせ・お申し込み】

春日井市総務部市民安全課 安全なまちづくり担当  
〒486-8686 春日井市鳥居松町5-4-4  
電話 (0568) 85-6064  
E-mail : anzen@city.kasugai.lg.jp

## 春日井市地域防犯組織支援補助事業

春日井市では安全なまちづくりの実現に向け、地域住民による自主的な防犯活動を推進するため、予算の範囲内で防犯パトロールを行う団体に補助金を交付します。

### ○対象団体

- (1) 春日井市区町内会助成金交付要綱に基づく助成を受けている区、町内会並びに自治会及びその地域内のボランティア団体、PTA、老人クラブその他の団体。
  - (2) 定期的に防犯パトロールを実施すること。
  - (3) 防犯パトロールの実施について管理及び運営を行う能力を有すること。
  - (4) 防犯パトロールの実施について、市からこの要綱による補助金以外の助成を受けていないこと。
  - (5) これまで、市からこの要綱による補助金を受けていないこと。
- ※補助金の交付は1団体1回限りです。

### ○補助金の額

世帯数	金額
3,001以上	250,000円
1,501～3,000	150,000円
501～1,500	100,000円
500以下	50,000円

### ○対象となる防犯パトロール用品

パトロールジャンパー、帽子、腕章、たすき、警笛、マグネットステッカー、シール、青色回転灯、防犯ブザー、地図、懐中電灯など。

### ○提出先

春日井市役所4階 市民安全課 ※郵送・メールによる提出可

### ○申し込み期間

令和8年4月1日（水）から令和8年11月30日（月）まで（必着）

# 地域防犯組織支援補助事業手続きの流れ

## ① 補助金申請（令和8年11月30日（月）必着）

所定の申請書に添付書類を添えて市民安全課に提出

審査・交付決定

### ■添付書類■

- (1) 申請書
- (2) 団体概要書（第1号様式）
- (3) 見積書の写し
- (4) 団体の規約
- (5) 防犯パトロール地域図 等

## ② 補助金の請求

補助金の額は、補助対象経費に相当する額以内の額とし、上限はパトロールを実施する地域の世帯数によって異なります。

補助金の交付

世帯数	金額
3,001以上	250,000円
1,501～3,000	150,000円
501～1,500	100,000円
500以下	50,000円

## ③ パトロール用品の購入・実績報告書の提出

実績報告は、事業完了の日から起算して60日を経過した日  
又は当該年度の2月末のいずれか早い日までに提出

所定の実績報告書に領収書の写しを添えて市民安全課に提出

審査・交付確定